



## 介護保険料、4月より値上げ・・・でも減免制度は一步前進

### 65歳以上のお年よりの介護保険料値上げ

昨年度は介護保険の見直しの時期に当り、大垣市をはじめ多くの自治体では介護保険料の値上げが検討されました。共産党は、国庫負担率を増やすことにより、自治体の介護保険料の値上げを抑えることができると、国に要求してきましたが、叶えられず、大垣市も別表のように、この4月より65歳以上(1号被保険者)の方の介護保険料が値上げされました。これは、西濃では一番高く、また岐阜市よりも高い介護保険料です。

#### 大垣市の第1号被保険者の介護保険料月額

段階別	対象者	保険料月額(円)	
		変更前	変更後
第1段階(基準額×0.5)	市民税世帯非課税者で老齢福祉年金受給者・生活保護被保護者等	1,480	1,660
第2段階(基準額×0.75)	世帯全員が市民税非課税者等	2,220	2,490
第3段階(基準額×1.0)	市民税非課税者等	2,960	3,320
第4段階(基準額×1.25)	市民税課税で合計所得金額が200万円未満の方等	3,700	4,150
第5段階(基準額×1.5)	市民税課税で合計所得金額が200万円以上の方	4,440	4,980

第4段階と第5段階の境界所得金額が250万円でしたが、今回から200万円になりました。

### 大垣市独自の介護保険料減免制度実現

共産党は大垣市独自の介護保険料の減免制度を要求していましたが、この4月より以下の条件のいずれにも該当する場合は、減免が実施されることになりました。

世帯全員が市民税非課税であること。

世帯の直近1年間の収入が、生活保護世帯の基準額と同程度未満であること。

市民税が課税されているものに、扶養されていないこと。  
資産を活用してもなお生活が困窮していると認められること。

預貯金額が一定額を超えないこと。